

第15章 傷害事故関係

1. 負傷原因等の照会について

当組合では、被保険者・被扶養者が骨折・捻挫などの外傷性疾患により保険医療機関等に受診した場合、健康保険法第59条に基づいて「負傷原因等の照会」を行っております。

負傷原因が工作中や通勤中の場合は保険給付外となり、交通事故などの第三者傷害の場合は加害者等に請求となるため手続きが必要です。

当組合に負傷原因報告がない場合、保険医療機関等に医療費が支払われたままとなり、医療費の無駄使いとなります。

2. 第三者傷害により健康保険を使用した場合の取扱い

交通事故などによるけがで、健康保険の給付を受けるには一般の疾病の場合とは異なり、無条件というわけではなく法律等に基づいて次のような取り扱いがありますのでご注意ください。

(1) 傷害事故届の提出

第三者の行為による負傷の場合でも医師の診療は受けられますが、当組合に対し速やかに事故内容の報告が義務づけられております。(健康保険法施行規則第65条)

(2) 損害賠償請求権の代位取得

被害者が健康保険の給付を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を当組合が一時的に立て替えています。従って被害者が加害者に対して持っている損害賠償請求を被害者に代わって、当組合が加害者または保険会社に行います。

(3) 示談のとき

示談(和解契約)をされる場合は、事前に当組合に経過をご報告ください。安易に示談を行って損害賠償請求権の全部または一部を免除すると、損害金を受け取った日以降、保険給付の代位取得は行われなくなります。(保険給付の免責) 示談後の医療費は、健康保険組合の大きな負担となる場合がありますのでご注意ください。

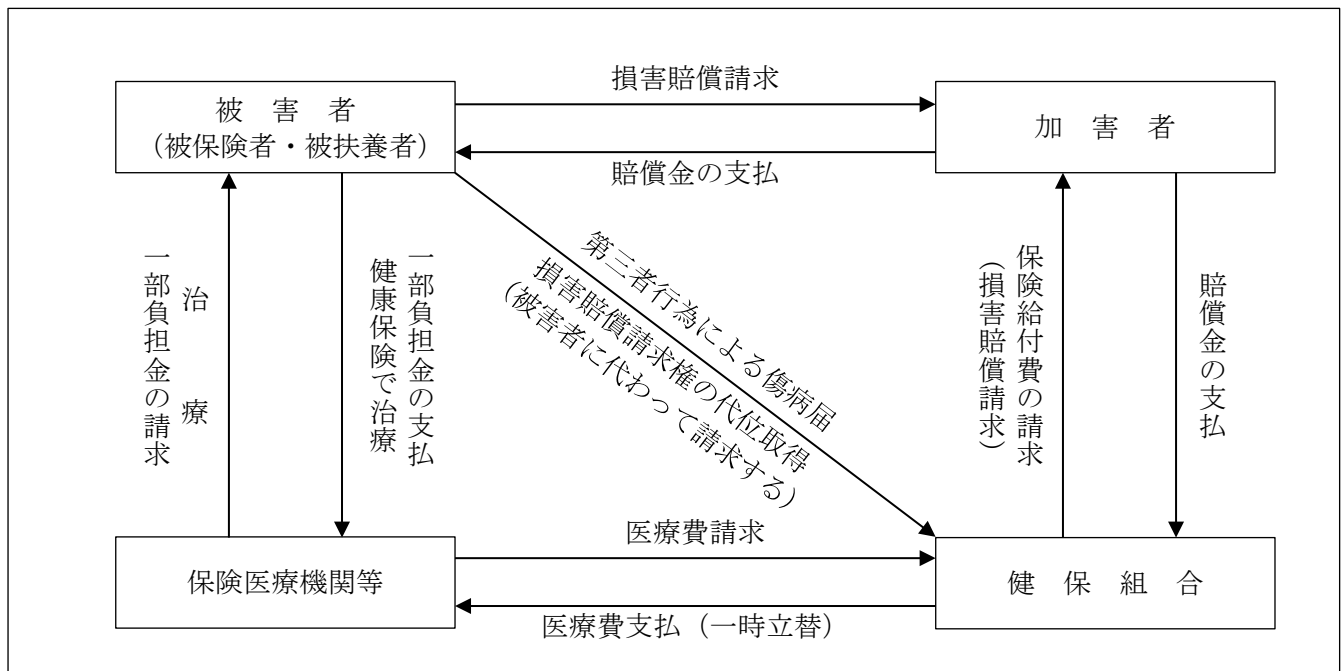
(4) 損害賠償請求の取扱い

加害者・保険会社に請求を行うときは事前に当組合へ連絡をしてください。なお、連絡なく請求した場合等で、当組合が受領すべき金額の全部または一部を受領できなかった場合は、被害者と調整を行い返還して頂きます。調整方法については当組合と被害者の各損害額に応じ比例按分する取扱いとなります。

(5) 個人情報保護法による取扱い

当組合は加害者(保険会社)に医療費を請求するにあたり、必要書類としてレセプトの写しを添付して請求処理を行っていますが、個人情報保護の観点からレセプトを加害者に提供する際は、原則として被害者の方の同意が必要となりますので、傷害事故届(給11)裏面同意欄に署名(自署)願います。

【第三者行為により健康保険を使用した場合のしくみ】



【提出書類について】

交通事故で健康保険を使用して治療を行った場合、下記の書類が必要になります

対物事故 (加害者有り)		自損事故 (加害者無し)
人身事故	物損事故	
<ul style="list-style-type: none"> ・傷害事故届 ・第三者行為による傷病届 ・交通事故証明書 ・事故状況発生報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害事故届 ・第三者行為による傷病届 ・交通事故証明書 ・事故状況発生報告書 ・人身事故証明書入手不能証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害事故届 ・第三者行為による傷病届 ・交通事故証明書

※事故の状況等により上記書類以外を提出していただく場合もあります

3. 業務上、通勤災害による負傷の取扱い

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対しては労働者災害補償保険法（以下労災保険という）の適用となり、当組合の保険証は使用できません。

保険医療機関等へ申し出て、事業主より労災の手続きを行ってください。労災保険の適応となるか判断が難しい場合は、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、誤って保険証を使用した場合は、後日受診者に医療費を請求いたします。

また、労災保険に特別加入をしていない役員の上業務上負傷も健康保険の適用外ですので事業主にて治療費を全額自己負担することになります。

（1）業務上災害

業務上災害とは、労働者の業務上の負傷・疾病・障害または死亡をいう。

業務上とは、業務が原因となった災害ということであり、業務と傷病等との間に一定の因果関係があること。

（2）通勤災害

通勤災害とは、労働者の「通勤による」負傷・疾病・障害または死亡をいう。

通勤とは労働者が就業に関し、住居と就業場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいう。